

議案第 1 1 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の  
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり  
制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）11 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 罰則の適用等に関する経過措置（第 11 条）

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

（宝塚市自治功労者条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市自治功労者条例（昭和 32 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）の一  
部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宝塚市行政不服審査会条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市行政不服審査会条例（平成 28 年条例第 3 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正）

第 4 条 宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和 4 年条例第 34  
号）の一部を次のように改正する。

第 19 条並びに附則第 5 項、第 6 項及び第 9 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市障害者差別解消に関する条例の一部改正)

第7条 宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部改正)

第8条 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市消防団条例の一部改正)

第9条 宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第10条 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 罰則の適用等に関する経過措置

第11条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条

の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。  
（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。



議案第 1 1 5 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 1 8 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市学校給食の実施に関する条例（平成 2 8 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「2 3 0 円」を「2 7 0 円」に改め、同項第 2 号中「2 7 0 円」を「3 1 5 円」に改め、同条第 3 項中「次の各号に掲げる区分の給食」を「給食の一部」に、「当該各号に掲げる区分の給食」を「実施されなかった給食の一部」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定及び同項各号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。



議案第 116 号

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）11 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例

宝塚市立特別支援学校条例（昭和 48 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宝塚市立養護学校（以下「養護学校」）」を「宝塚市立たからづか支援学校（以下「支援学校」）」に改める。

第 2 条及び第 3 条中「養護学校」を「支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 1 1 7 号

宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 1 1 月 1 8 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

宝塚市立スポーツ施設条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金の部（2）附属設備の利用料金の款多目的グラウンド夜間照明の項の次に次のように加える。

テニスコート夜間照明	1 時間につき	3 0 0 円
------------	---------	---------

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。



議案第 118 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）11 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（5）の部中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に、「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表（6）の部及び（7）の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表（8）の部及び（9）の部中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に、「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表（10）の部、（11）の部及び（12）の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同表（13）の項中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 119 号

工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業 整備工事）  
の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）11 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業 整備工事   |
| 2 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 契約の金額  | ¥2,068,275,000.-   |
| 4 契約の相手方 | (1) 神戸市灘区都通 2 丁目 1 番 12 号<br>代表企業 テラマエ設備工業株式会社 神戸営業所<br>所長 浅 田 修 一<br>(2) 姫路市安田 4 丁目 100 番地<br>株式会社二神建築事務所<br>代表取締役 荒 木 啓 造<br>(3) 宝塚市川面 2 丁目 1 番 31 号<br>株式会社川南ファシリティズ<br>代表取締役 小 南 長 門 |
| 5 工事場所   | 別紙記載の学校等の屋内運動場のほか市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業を実施するに当たって必要となる場所  |
| 6 工事概要   | 空調設備等及び非常用発電設備の設置に係る工事一式   |



別紙

1 小学校

番号	学校名	所在地
1	宝塚市立良元小学校	宝塚市小林5丁目2番42号
2	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上1丁目3番35号
3	宝塚市立小浜小学校	宝塚市小浜4丁目7番10号
4	宝塚市立宝塚小学校	宝塚市川面1丁目7番34号
5	宝塚市立長尾小学校	宝塚市山本東1丁目10番10号
6	宝塚市立西谷小学校	宝塚市大原野字石保34番地の1
7	宝塚市立仁川小学校	宝塚市仁川宮西町1番25号
8	宝塚市立売布小学校	宝塚市売布ガ丘1番20号
9	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南2丁目10番1号
10	宝塚市立末成小学校	宝塚市末成町1番1号
11	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号
12	宝塚市立長尾台小学校	宝塚市長尾台1丁目1番1号
13	宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号
14	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座2丁目6番1号
15	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町8番40号
16	宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町3番1号
17	宝塚市立丸橋小学校	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号
18	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司4丁目4番55号
19	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北5丁目1番1号
20	宝塚市立すみれガ丘小学校	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号
21	宝塚市立山手台小学校	宝塚市山手台西3丁目1番1号
22	宝塚市立中山台小学校	宝塚市中山桜台4丁目25番1号

## 2 中学校

番号	学校名	所在地
1	宝塚市立宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台1番1号
2	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座1丁目1番20号
3	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町7番1号
4	宝塚市立西谷中学校	宝塚市大原野字石保46番地
5	宝塚市立宝梅中学校	宝塚市宝梅3丁目4番20号
6	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司2丁目3番1号
7	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘2丁目7番1号
8	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中6丁目3番1号
9	宝塚市立中山五月台中学校	宝塚市中山五月台4丁目20番1号
10	宝塚市立御殿山中学校	宝塚市御殿山1丁目3番1号
11	宝塚市立光ガ丘中学校	宝塚市光ガ丘2丁目15番1号
12	宝塚市立山手台中学校	宝塚市山手台西1丁目4番1号

## 3 宝塚市立スポーツセンター

番号	施設名	所在地
1	武道館（柔道場・剣道場）	宝塚市小浜1丁目1番11号

議案第120号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）11月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- |   |        |  |                       |
|---|--------|--|-----------------------|
| 1 | 契約の目的  | （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）                      |                       |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                     |                       |
| 3 | 契約の金額  | ¥498,740,000.-                             |                       |
| 4 | 契約の相手方 | 宝塚市栄町2丁目1番2号<br>宇都宮建設株式会社<br>代表取締役 宇都宮 秀 市 |                       |
| 5 | 工事場所   | 宝塚市小林1丁目外地内                                |                       |
| 6 | 工事概要   | 道路土工                                       | 一式                    |
|   |        | 擁壁工  | 一式                    |
|   |        | 土留工  | 一式                    |
|   |        | 階段工  | 一式                    |
|   |        | 構造物撤去工                                     | 一式                    |
|   |        | 舗装工  | 13,305 m <sup>2</sup> |
|   |        | 排水構造物工                                     | 一式                    |
|   |        | 縁石工  | 2,445 m               |
|   |        | 防護柵工                                       | 一式                    |
|   |        | 区画線工                                       | 3,497 m               |
|   |        | 道路附属施設工                                    | 466 m <sup>2</sup>    |